

## やまなし結婚応援パスポート事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、店舗等の協賛を通じて、新婚夫婦及び結婚を予定しているカップルの経済的な負担を軽減することで、地域、企業、行政が一体となって、社会全体で結婚に向けた機運を醸成する、やまなし結婚応援パスポート事業を実施するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) やまなし結婚応援パスポート事業

新婚夫婦又は結婚を予定しているカップル（以下「新婚夫婦等」という。）が、協賛店舗等において、やまなし結婚応援パスポートを提示することにより、特典を受けることができる事業をいう。

#### (2) 結婚

法律婚及び事実婚をいう。

#### (3) 新婚夫婦等

次に掲げるものとする。ただし、少なくともどちらか一方が県内に住所を有するか、県内に通学又は通勤しなければならない。

##### ①新婚夫婦

結婚してから1年以内の者

##### ②結婚を予定しているカップル

1年以内に結婚を予定している者

#### (4) やまなし結婚応援パスポート

県がパスポート利用登録者の証として発行するパスポートカードの総称（以下「パスポート」という。）をいい、その意匠は別に定める。

#### (5) パスポート利用登録者（以下「利用登録者」という。）

本事業に申請し、パスポートの交付を受けた新婚夫婦等をいう。

#### (6) 協賛店舗等

第1条に掲げる趣旨に賛同し、自らの負担により利用登録者に任意の特典を提供する県内に所在する店舗、施設又は企業をいう。

#### (7) 協賛ステッカー

協賛店舗等が掲示するステッカーをいい、その意匠は別に定める。

#### (8) 特典

協賛店舗等が任意に設定し、利用登録者に提供する商品代金等の割引やポイント加算、プレゼントの進呈等をいう。

(県の事務)

第3条 県は、本事業の趣旨を県民や店舗等に広く周知することにより、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げる事務を行う。

- (1) 利用登録者の登録等を行うこと。
- (2) 店舗等の協賛申込みを受け付け、審査し、登録等を行うこと。
- (3) 協賛店舗等に協賛ステッカーを交付すること。
- (4) 協賛店舗等の応報を、インターネット等を通じて公開すること。
- (5) その他本事業を推進するために必要と認めること。

(交付対象者)

第4条 交付対象者は、新婚夫婦又は結婚を予定しているカップルとする。

(利用登録の手続き)

第5条 本事業の利用を希望する者は、山梨県電子申請受付共同システム（以下「やまなしくらしねっと」という。）または利用規約で定める申込書により申し込みを行う。

- 2 県は前項に定める申し込みを受けたときは、内容を確認し、パスポートを交付する。
- 3 利用登録を希望するときは、本条第1項に定める申込みを行ったときに、利用規約に同意したものとみなす。
- 4 前項に定めるほか、登録の方法等については、利用規約に定める。

(有効期限)

第6条 パスポートの有効期限は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 新婚夫婦については、結婚をした月の翌年同月末日までとする。
- (2) 結婚を予定しているカップルについては、結婚を予定する月の翌月末日までとする。

(パスポートの利用方法)

第7条 利用登録者は、協賛店舗等にパスポートを提示することにより、特典を受けることができる。ただし、協賛店舗等がパスポートの提示を必要としない場合はこの限りではない。

- 2 パスポートは、利用登録者のみが利用できるものとし、それ以外の者に貸与又は譲渡することはできない。また複製してはならない。
- 3 利用登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、利用規約の定めにより届け出るものとする。
- 4 利用登録者は、パスポートを紛失した場合、利用規約の定めにより再交付を申し込むものとする。

(利用登録の取り消し)

第8条 県は、利用登録者が次の各号に該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 利用規約に違反した場合
- (2) その他、利用状況が本事業の趣旨にそぐわないと認められる場合

(特典の内容)

第9条 協賛店舗等は、それぞれの協力できる範囲で、特典を提供するものとし、その内容は、各協賛店舗等により設定するものとする。ただし、次に掲げるものについては、特典とすることができない。

- (1) 法令等に違反するもの又はその恐れがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの
- (3) 宗教性のあるもの
- (4) 政治性があるもの
- (5) その他本事業の趣旨にそぐわないと認められるもの

(協賛店舗等の範囲)

第10条 協賛店舗等は、原則として県内に所在する施設に限る。ただし、近県等で山梨県民の利用頻度が高いと想定される店舗等はこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、協賛店舗等として登録することができない。

- (1) 法令その他公序良俗に反する場合
- (2) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (3) 社会通念上、子育て家庭の利用促進を図る対象として適当と認められない場合
- (4) 申込者が定めるサービスが、適当と認められない場合
- (5) 山梨県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合
- (6) 前各号に定める場合のほか、当協賛規約に掲げる事項に反している場合

(デザインの使用)

第11条 パスポート及び協賛ステッカーのデザインを利用しようとする者は、原則として、県の承認を受けなければならない。

2 前項の承認に関し、必要な事項は別に定める。

(個人情報の取扱い)

第12条 県は、利用登録者情報等、本事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及び山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月26日山梨県条例第50号)に基づき、適正に取り扱うこととする。

2 県は、利用登録者の情報を、協賛店舗等に提供しない。

(保証の否認及び免責)

第13条 ホームページ等における特典情報等の掲載は、各協賛店舗等の協力により提供するものであり、県は掲載された情報の完全性、正確性、有用性等の保証を行うものではない。

2 県は、利用登録者と協賛店舗等との間の実際の取引等には一切関与しない。本事業に関連して利用登録者及び協賛店舗等に何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、県はこれを賠償又は保証する責任を一切負わないものとする。

3 第1項及び第2項に規定するもののほか、本事業に関連して利用登録者と協賛店舗等、その他第三者との間で生じたトラブルに対し、県の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、県は一切免責されるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要と認められる事項については、別に県が定める。

附則

この要綱は、令和5年12月21日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年3月14日から適用する。